

# 個人情報保護管理規程

## 第1章 総則

### 第1条(目的)

この管理規程は、株式会社 広島リバイン(以下、「当社」とする)が取得、管理、利用する個人情報について、当社の個人情報保護の基本方針にそって適正な保護と、安全かつ有効な活用を実現するための運用基準を定めることを目的とする。

### 第2条(用語の定義)

本規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

#### (1)個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、住所、電話番号その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む)。なお、個人情報には顧客に関する情報だけでなく、当社の代表者、従業員、パート、アルバイト等の情報も含まれる。

#### (2)本人

個人情報によって識別される特定の個人。

#### (3)情報取扱者

当社において個人情報の取り扱いに従事する者で、役員、従業員、パート、アルバイト等全てを含む。

#### (4)個人情報保護管理責任者(以下、「管理責任者」とする)

代表者、または代表者から指名を受け、本管理規程の実施及び運用に関する責任と権限を有する者。

#### (5)提供

当社以外の第三者に、当社が保有する個人情報を利用可能にすること。ただし、業務委託先に個人情報を取り扱わせる行為は含まない。

### 第3条(適用範囲)

- 本管理規程は、当社の保有するすべての個人情報、およびこれを取り扱う情報取扱者のすべてに適用される。
- 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合は、本規程の趣旨に従って、個人情報の適正な管理、保護を図る必要がある。

## 第2章 個人情報の取得

### 第4条(利用目的の公表)

当社は、既に取得している個人情報の利用目的を、合理的かつ適切な方法によって公表しなければならない。

### 第5条(取得・収集の原則)

- 個人情報の取得・収集は、当社における正当な事業の範囲内で、利用目的を明確に定めその目的の達成のために必要な限度において行うものとする(やむを得ず利用目的の変更を行う場合は、本規程に従い、本人の同意を得るものとする)。
- 個人情報の取得・収集は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

### 第6条(特定の機微な個人情報)

特定の機微な性質をもつもの、また社会的な差別の原因となるような事項を有する個人情報は取得してはならない。

### 第7条(取得の手続き)

新たに個人情報を取得する場合には、事前に管理責任者に利用目的及び実施方法を届け出、承認を得るものとする。

ただし、総務・人事等に関する類型化された業務や当社で定めた業務別の利用目的及び実施方法で取得するものは除く。

### 第8条(直接取得の措置)

- 本人から個人情報を直接取得する場合は、本人に対して、次の各号に掲げる事項を書面またはこれに準ずる方法によって、あらかじめ明示し、通知するものとする。
  - 当社名、管理責任者の氏名または職名、連絡先
  - 個人情報の取得及び利用目的
- 個人情報を取得する際、第三者へ提供することが予定される場合は、個人情報を第三者へ提供する旨とその目的を明示して、同意を得なければならない。

## 第3章 個人情報の利用、提供

### 第9条(間接取得の措置)

個人情報を第三者からの提供や購入など間接的な方法によって取得する場合、当社が既に公表している目的のために利用するものに限る。ただし、公表していない目的のために利用する場合は、速やかにその利用目的等を、本人に通知または公表しなければならない。

### 第10条(個人情報利用の原則)

個人情報の利用は、原則として、本人が同意した利用目的の範囲で、業務の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

### 第11条(第三者提供の制限)

- 1.個人情報は、事前に本人の同意を得ることなく、第三者に提供してはならない。
- 2.個人情報を第三者に提供する場合は、書面またはこれに準ずる方法によって通知し、本人の同意を得るものとする。

### 第12条(営業時の取り扱い)

個人データの持ち出しや営業活動で個人情報を利用する場合は、管理責任者から権限を与えられた者が、外部流出等の危険を防止するために必要かつ適切な方法により、営業の遂行上必要な限りにおいて行うものとする。

### 第13条(委託に関する措置)

- 1.個人情報を業務遂行のために委託先に提供する場合は、管理責任者の承諾をえなければならない。また、当該委託先が一定以上の個人情報の保護水準を保持しているか、十分確認しなければならない。
- 2.前項に基づき個人情報を提供する場合、当該委託先との間で、少なくとも次の事項を定めた契約を締結しなければならない。
  - (1)個人情報に関する秘密保持義務
  - (2)再委託に関する事項
  - (3)事故時の責任分担及び損害賠償義務
  - (4)契約終了時の個人情報の返却及び消去事項

### 付 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。